

社会福祉法人横浜町社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第10条に基づく横浜町社会福祉協議会の役員、評議員に対する報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員、評議員には、その勤務実態に即して予算の範囲内において報酬を支給することができる。

2. 役員、評議員の報酬額は、理事会の同意を得、評議員会の議決を得て、別表1並びに別表2に定める。
3. 会長の報酬は、別表1に定める報酬額とし、当月21日（支給日が休日にあたるときは、前日）に支給する。
4. 役員（会長を除く）、評議員の報酬の額は、別表2に定めるとおりとし、都度支給する。
5. 第1項の勤務とは、会長は会務を統括し、役員、評議員については、各所属の理事会、評議員会、監査会、部会並びに委員会、正副会長会議、職務研修とする。

(費用弁償)

第3条 役員、評議員及び役員等以外の者が職務により旅行した場合には、費用弁償を支給する。

2. 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
3. 前項の計算、支給方法については、社会福祉法人横浜町社会福祉協議会旅費規程を準用する。ただし、日当及び宿泊については、別表3の額とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるものの他、費用弁償の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月30日に一部改正し、平成23年12月1日より、適用する。

この規程は、平成25年11月28日の理事会の同意を得て、平成25年12月10日の評議員会の議決を経て一部改正し、平成26年1月1

日より、適用する。

(会長報酬支給に関する特例措置)

- 1.第2条2項及び3項の規定に関わらず、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間における会長の報酬額は、12,000円として支給する。

別表 1

役職名	報酬額	備考
会 長	20,000 円/月	

別表 2

役職名	報酬額
理 事	1,500 円/回
監 事	2,000 円/回
評 議 員	1,500 円/回

別表 3

区分	出張地	日当(日数)	宿泊料(一夜につき)
役員・ 評議員	町内出張	0 円	0 円
	県内出張	1,000 円	10,600 円
	県外出張	2,000 円	11,900 円
役員等 以外の者	町内出張	1,000 円	0 円
	県内出張	1,000 円	10,600 円
	県外出張	2,000 円	11,900 円